

令和5年4月3日

保護者の皆様へ

小美玉市教育委員会教育長 羽鳥 文雄
小美玉市立小川南中学校長 白井 律子

入学式におけるマスクの取扱い等について

お子様のご入学、心からお祝い申し上げます。市教育委員会と学校で連携を取りながら、お子様の教育に当たっていく所存でございます。今後とも、本市の学校教育にご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、国や県のマスクの取扱いに関する基本的な方針を受け、先月卒業式を実施しました。

入学式におきましても、新学期以降の学校におけるマスク着用に関する方針を基に実施していきますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

1 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、入退場、式辞・呼名等の場面など、式典全体を通じてマスクの着用を求めないことを基本とする。ただし、家庭の事情や保護者・児童生徒の多様な考えに配慮し、マスクの着脱は強要しない。
- 来賓や保護者等についても同様とする。

2 入退場

- 児童生徒の入退場時は、マスクの着用を求めないことを基本とする。

3 式辞等

- 壇上での校長等による式辞や来賓等による祝辞、開式・閉式の辞等の時は、児童生徒との十分な身体的距離が確保されていることから、児童生徒はマスクの着用を求めないことを基本とする。
- 壇上で式辞や祝辞等を述べる校長や来賓等も、周囲の者と十分な身体的距離が確保できることから、マスクの着用を求めないことを基本とする。

4 入学者呼名

- 入学者呼名で児童生徒が返事をする際も、距離を確保することで、マスクの着用を求めないことを基本とする。

5 歓迎の言葉

- 歓迎の言葉の場面においては、十分な身体的距離が確保できることから、歓迎の言葉を述べる児童生徒は、マスクの着用を求めないことを基本とする。

6 国歌・校歌等の斉唱等

- 国歌・校歌等の斉唱は、距離を確保することで、児童生徒はマスクの着用を求めないことを基本とする。

問い合わせ先 小川南中学校 教頭 宇野 直樹 電話0299-58-2444
--